平成２３年（フ）第８０７号
静岡県島田市金谷古横町159番地の19
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江史和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７号
仙台市宮城野区原町１丁目１番66―402号
債務者　金野　　有
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
宮城県石巻市大街道東２丁目５番69号　ロイヤルハイツＡ棟101号、前住所宮城県石巻市門脇字青葉東93番地２　青葉東レジデンスＡ107号
債務者　阿部　純子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１号
宮城県石巻市新館１丁目５番15号、前住所仙台市青葉区宮町５丁目２番２―1103号
債務者　秋山　敏文
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第５０５号
大阪市浪速区桜川１丁目１番11号ルーセントオーデン703号
債務者　髙吉　康孝
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８号
大阪府和泉市王子町１丁目１番２―302号
債務者　花田保孝こと　李　　保孝
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
大阪府和泉市光明台３丁目７番37―101号、前住所和歌山県岩出市森78番地の５
債務者　前嶋　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―601号
債務者　関　　秀幸
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４１号
愛媛県松山市内宮町684番地２
債務者　岡本　達也
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０５号
福岡県うきは市浮羽町東隈上356番地５
債務者　家永　文夫
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４９号
熊本市二本木４丁目１番１―501号
債務者　右田　義隆
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１０号
北海道室蘭市知利別町２丁目26番15号
債務者　佐々木奈美子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１５４号
福岡市中央区小笹４丁目５番2446号
債務者　ライトフットこと　岩﨑　一弘
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７号
秋田県横手市柳田字前田26番地７
債務者　柴田　圭子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第４６号
函館市深堀町31番48号
債務者　中田　理沙（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
奈良県大和高田市曽大根２丁目８番18号　コーポ曽大根206号
債務者　島本　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
奈良県香芝市逢坂８丁目211番地の８
債務者　川口かおり
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
奈良県橿原市新賀町493番地　パセオ・パークハイムＡ103
債務者　芝野　則子（旧姓廣岡・湊）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係